売買契約書

学校法人立命館(以下「甲」という。)と契約先(以下「乙」という。)は、以下の〔契 約要綱〕および〔契約条項〕(以下〔契約要綱〕と合わせて「本契約」という。)のとおり 売買契約を締結する。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

20 年 月 日

甲:京都市中京区西ノ京東栂尾町8番地 乙:

学校法人立命館 理事長 森島 朋三

〔契約要綱〕

1	案	件	名	
2	金		額	円(消費税 円を含む)
3	納	入期	限	年 月 日
4	納	入場	所	
5	支	払条	件	納品検査合格後直近の 20 日締切り、翌月末日支払い
6	備		考	

〔契約条項〕

(契約の目的)

第1条 乙は、本契約に従い、添付の明細書(以下「明細書」という。)に記載の物件を納入期限までに甲に納入し、甲は物件の対価を乙に支払う。

(物件の表示)

第2条 物件は、明細書に記載のとおりとする。

(代金額)

第3条 本契約の代金額は、〔契約要綱〕に定めるとおりとし、物件の対価の他、その搬入・据付・調整その他、本契約に関わる費用すべてを含む。

(物件の納入)

- 第4条 乙は、〔契約要綱〕に定める納入場所に 物件を納入する。
- 2 乙は、物件の納入に際し、甲の建物、施設、 設備等を汚損または破損しないよう最大限の注 意を払うとともに、必要に応じて自己の費用で 養生等を行わなければならない。

(物件の納入期限)

- 第5条 物件の納入期限は、〔契約要綱〕に定めるとおりとする。
- 2 前項の定めに関わらず、甲は、必要と認めた ときは、乙と協議し、納入期限の日を変更する ことができる。
- 3 前項において、協議を開始してから 14 日を 経過しても協議が調わない場合は、甲が納入期 限の日を決定する。

(納品検査)

- 第6条 乙は、物件を納品したときは、その旨を 書面により甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、物件の納品の通知を受けたときは、速 やかに明細書に基づく納品検査に着手し、乙の 通知を受けた日から 14 日以内に納品検査を終 了し、書面により乙にその結果を通知する。甲 が上記期間内に通知をしない場合は、検査に合 格したものとみなす。
- 3 乙は、前項の納品検査に合格しないときは、 直ちに明細書に基づく改善を行ない、再度納品 検査を受けなければならない。この場合におい ては、再度の納品を物品の納品とみなし、前2 項の規定を適用する。

(物件の所有権移転)

第7条 物件の所有権は前条に定める納品検査の 結果、甲が合格と認め、書面によりその結果を 乙に通知した日に乙から甲に移転する。

(代金支払い)

第8条 乙は、納品検査に合格したときは、本契

約の代金を甲に請求する。甲は、〔契約要綱〕 に定める支払条件により、乙の指定する金融機 関口座に代金を振り込む。

(契約不適合責任)

- 第9条 甲は、物件が種類、品質または数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、甲の請求した方法によって、物件の補修、代替品の引渡し、または不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、甲が相当な期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、甲は乙に対し、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該 当する場合には、甲は催告をすることなく、直 ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項から前項までの規定は、第17条の規 定による損害賠償請求および第13条の規定に よる解除権の行使を妨げない。
- 5 乙が種類または品質に関して契約の内容に適合しない目的物を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求および契約の解除をすることができない。ただし、乙が、引渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

(物件の保証)

第10条 乙は、納品検査の合格の日から1年の間、物件の品質もしくは性能の低下または破損につき保証の義務を負うものとし、無償で交換、補修等を行わなければならない。ただし、その原因が甲の責による場合はこの限りではない。

(守秘義務)

第11条 甲および乙は、本契約の履行に際し、 相手方より秘密情報である旨を示され開示を受 けた情報(以下「秘密情報」という。)を、本 契約の履行以外の目的に供してはならず、また 第三者に漏えい、開示してはならない。ただ し、開示を受けた秘密情報が次の各号のいずれ かに該当するときは、このかぎりではない。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
- (2) 開示を受けた時点で既に自ら保有していた情報
- (3) 開示後に自己の責によらない事由により公知となった情報
- (4) 開示後に正当な権利を有する第三者より守 秘義務を負うことなく正当に入手した情報
- (5) 開示後に相手方の秘密情報によらずして独 自に開発または考案した情報
- 2 前項の定めは、本契約の終了後も有効に継続する。

(個人情報の取扱い)

第12条 乙は、本契約の履行に際し、甲から個人情報の保護に関する法律に定める個人情報 (以下「個人情報」という。)の提供を受けた ときは、全て法令の定めに従い、必要かつ適切 な措置を講じて安全に管理しなければならない。

(契約解除権)

- 第13条 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる
 - (1) 不法行為、不正行為、重大な過失があったとき、または背信行為を行なったとき。
 - (2) 本契約に違反し、相当な期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、期間内に是正しないとき。
 - (3) 正当な理由なく、本契約の義務を履行せず、相当の期間を定めて履行を催告しても期間内に履行しないとき。
 - (4) 手形・小切手等の不渡りを出したとき、または銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 仮差押、差押、競売の申立てを受けたとき、民事再生手続開始、破産手続開始の申立てを受け、もしくは自らこれらの申立てをしたとき、または清算に入ったとき。
 - (6) 解散の決議をしたとき。
 - (7) 租税、公課を滞納し催促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。

(暴力団等との関係に基づく解除)

第14条 甲および乙は、自己のすべての役員等 (甲にあっては理事もしくは監事を、乙が個人 である場合にはその者を、乙が法人である場合 にはその役員またはその支店もしくは事業所の 代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による 不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力 団対策法」という。)第2条第6号に規定する

- 暴力団員(以下「暴力団員」という。)ではないことを保証する。
- 2 甲および乙は、前条に定める場合のほか、相 手方が次の各号のいずれかに該当すると認める ときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 役員等のいずれかが暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に該当する暴力団をいう。) または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己もしくはその法人または第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団もしくは暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に 非難されるべき関係を有していると認められ るとき。
 - (6) 下請契約または資材等の購入契約その他の 契約において、その相手方が前各号のいずれ かに該当すると知りながら、当該者と契約を したと認められるとき。
 - (7) 相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約または資材等の購入契約その他の相手方としていた場合(前号の場合を除く。)において、当該契約の解除を求めたにもかかわらず、相手方がこれに応じなかったとき。
- 3 甲および乙は、相手方の役員等の一人が反社 会的勢力(暴力団員ではないにしても、暴力、 威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求 する個人または集団の構成員をいう。)に該当 する場合において前項の規定を準用することが できる。
- 4 甲および乙は、前二項に基づき本契約を解除 した場合、相手方に損害が生じてもこれを賠償 する責任を負わない。解除された当事者は、当 該解除により相手方に損害が生じた場合、その 損害を賠償する責任を負う。

(不可抗力による解除)

第15条 天災その他の避けることのできない理由により、物件を納品することが不可能もしくは、著しく困難になったときは、甲および乙は、協議の上、本契約を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第16条 甲は、本契約が解除された場合において、物件の全部または一部が納品済のときは、

当該物件について納品検査のうえ、当該検査に 合格した部分の引渡しを受けることができるも のとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡 しを受けた納入部分に相当する代金を乙に支払 わなければならない。

(損害賠償)

- 第17条 甲および乙は、本契約の履行に際し、 相手方の責に帰すべき事由により損害を被った ときは、相手方に対して損害賠償請求をするこ とができる。
- 2 前項に定める損害賠償請求の金額は、請求者が被った損害の実額とする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、甲の承認なしに本契約により生じる権利または義務の全部または一部を第三者

に譲渡もしくは承継させ、または担保に供してはならない。

(専属的合意管轄裁判所)

第19条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合 は、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄 裁判所とする。

(その他協議事項)

第20条 本契約に定めのない事項または本契約 条項の解釈について疑義が生じた場合は、その 都度甲乙双方が誠意をもって協議のうえ解決を 図る。

以上